

水道水の臭気について(終報) ～木津浄水場において基準値を下回りました～

■ 京都府営水道木津浄水場において取水する河川水のかび臭原因物質が増加し、水道水の水質基準値超過を確認していましたが、現在は木津浄水場から、かび臭原因物質についても水質基準値以下の水道水を安定して供給できていることを確認しておりますのでお知らせします。

1 概要

- ・ 令和6年5月30日午前4時に採取した木津浄水場の処理水(浄水)において、かび臭の原因物質である2-MIBが1リットルあたり12ナノグラム(12ng/L)検出され、水道法で定められた水質基準値(10ng/L)を一時的に超過したため、浄水場の通常浄水処理に粉末活性炭を追加し、臭気を取り除く処理を実施。
注) 1ナノグラム(ng)は1グラム(g)の十億分の1
- ・ 5月31日以降は2-MIBが水質基準値以下であることを確認。
- ・ 現在は、河川水の2-MIBも減少し、木津浄水場から水質基準値以下の水道水を安定して供給できることを確認。

2 安全性について

カビ臭の原因物質に毒性は無く、飲用いただいても健康への影響はありません。

【本報道発表に関するお問合せ】

建設交通部水道政策課	課長 碓	TEL 075-414-5475
京都府府営水道事務所	所長 橋田	TEL 0774-24-1522